

白糠町役場庁舎防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白糠町役場庁舎（以下「庁舎」という。）における秩序維持及び犯罪防止のため、庁舎に防犯カメラを設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪発生の抑止等を目的として町等が設置するカメラ、映像記録装置及びこれに附属する機器

(2) 映像 防犯カメラにより撮影し、映し出される映像、または記録された映像（防犯カメラの設置）

第3条 防犯カメラは、犯罪発生の抑止効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図り、設置の目的を明確にするとともに撮影区域が適切な範囲となるように設置するものとする。

2 防犯カメラを設置するときは、撮影対象区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。

(防犯カメラの設置箇所)

第4条 防犯カメラの設置箇所については、別紙1に記載された箇所とする。

(管理責任者の設置)

第5条 防犯カメラの設置及び運用を適正に行うため防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、白糠町役場庁舎管理規則第2条第1項第1号に規定する庁舎管理者をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第6条 管理責任者は、防犯カメラ及び映像を適正に管理し、運用するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、映像の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の映像の安全管理に努めなければならない。

3 管理責任者は、映像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報保護等)

第7条 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、個人情報に係る町民等の権利利益を侵害することがないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切な措置を講じるものとする。

(映像の閲覧等)

第8条 何人も映像を閲覧してはならない。ただし、1階西側職員玄関フードに設置する防犯カメラの映像については、この限りでない。

2 管理責任者は、映像を複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書により要請を受けた場合は、この限りでない。

3 映像の保存期間は、個人のプライバシー等の権利利益を保護する観点から、防犯カメラの設置目的達成のために必要な最小限の範囲にとどめるものとする。

4 管理責任者は、映像編集又は加工をしてはならない。

(秘密の保持)

第9条 前条第2項ただし書の規定により映像を閲覧し、又は映像の提供を受けた者は、知り得た情報を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(苦情等への対応)

第10条 管理責任者は、設置された防犯カメラに関する苦情に関し、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(保守点検等)

第11条 管理責任者は、防犯カメラの機能維持のため定期的な保守点検を行うとともに、必要な場合は設置場所や撮影範囲の見直し、機器の更新等を行うものとする。

2 管理責任者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は機器及び設置表示の撤去とともに、映像は確実に消去するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月13日から施行する。

別紙 1

防犯カメラの設置箇所
1 階東側エレベーター前天井
1 階西側職員玄関フード
2 階東側エレベーター前天井